

# 設計課題 「健康づくりのためのスポーツ施設」

## I. 設計条件

この課題は、中核都市の市街地において、健康づくりのための温水プールのあるスポーツ施設を計画するものである。本施設は、スポーツ医学を取り入れたライフステージに応じたエクササイズ等を提供することで、高齢者、身障者等を含む様々な世代の地域住民が、体力の維持・向上を図ることができるものとする。

また、計画に当たっては、バリアフリーに配慮することに加えて、環境負荷低減のため、パッシブデザインを積極的に取り入れるものとする。

### 1. 敷地及び周辺条件

- 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、右図のとおりである。なお、敷地は、駅から約200mのところと位置している。
- 敷地は、平坦で、道路及び隣地との高低差はないものとする。また、歩道の切り開きは、1箇所当たり6mまでできるものとする。
- 敷地は、近隣商業地域及び準防火地域に指定されている。また、建ぺい率の限度は70%（特定行政庁が指定した角地における加算を含む。）、容積率の限度は300%である。
- 電気、ガス及び上下水道は、完備している。
- 地盤は良好であり、杭打ちの必要はない。
- 気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてよい。なお、風環境は、夏期は南からの卓越風、中間期は北からの卓越風がある地域とする。

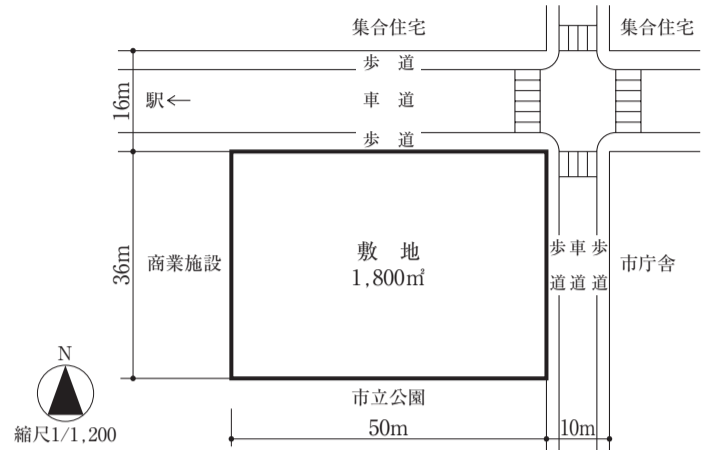
### 2. 建築物

- 構造、階数等  
構造種別は自由とし、地上3階建ての1棟の建築物とする。
- 床面積の合計  
床面積の合計は、2,600㎡以上、3,000㎡以下とする。  
この課題の床面積の算定においては、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段等は、床面積に算入しないものとする。
- 要求室  
下表の室は、全て計画する。

部門	室名	特記事項	床面積
・スポーツ部門は有料とし、料金の徴収は受付ホールの受付で行うものとする。 ・エントランスホールに面して中庭を設け、豊かな空間となるようにするとともに、市立公園からもアプローチできるように計画する。			
スポーツ部門	プール室	・地上2階に設ける。 ・プールは、長さ20m、幅8m、最深1.1mとし、車いす使用者に配慮したスロープを計画する。 ・採暖室(適宜)及び備品庫(適宜)をプールサイドに設ける。 ・天井高(天井のない場合は、はり下端までの高さ)は、最低部分の高さを6m以上とする。 ・プール室の入口にシャワースペースを設ける。	適宜
	アスレチックジム	・各種運動器具を利用して、トレーニングを行う。	約150㎡
	スタジオ	・ダンスやヨガ等を行う。 ・壁の一面に鏡を設ける。	約100㎡
	ロッカールーム	・男性用、女性用として2室(約120㎡/1室)を設け、それぞれに、車いす使用者用更衣室1室を計画する。 ・ロッカー、洗面台、シャワー、サウナ、便所を設け、車いす使用者用更衣室には、洗面台、シャワー、便器を設ける。 ・プール室、アスレチックジム及びスタジオの利用者が使用する。 ・受付ホールから入室するものとする。	計約240㎡
	受付ホール	・ロッカールームの出入りの管理及び料金の徴収を行う受付カウンターを設ける。 ・利用者の待合せの場として、待合せロビーを設ける。	適宜
	器具庫		約20㎡
健康増進部門	休憩コーナー		適宜
	体力測定スペース		約80㎡
	研修室	・スポーツ・健康に関する講習や講演等に利用する。	約80㎡
	健康相談コーナー	・カウンターを設けた相談ブースを2ブース設ける	適宜
共用・管理部門	交流ラウンジ	・施設利用者の交流の場として、明るく開放的に計画する。	適宜
	エントランスホール	・風除室を設ける。 ・中庭との関係に配慮し、明るく開放的な計画とする。	適宜
	レストラン	・40人程度が利用できるようにする。 ・厨房、テーブル、椅子、客用便所等を設ける。 ・外部からも直接利用できるものとする。	適宜
	情報検索コーナー	・パソコンを設け、スポーツやセミナー等のイベント情報を検索できるようにする。	適宜
	観覧用ギャラリー	・施設利用者がプールを観覧できるようにする。	適宜
	プロショップ	・スポーツ用具の販売を行う。	約30㎡
	事務室	・施設長と5人の事務員が使用する。 ・受付カウンターを設け、施設利用者の入退館の管理ができるようにする。	適宜
	医務室		約20㎡
	指導員更衣室	・男性用、女性用として2室を設ける。	適宜
	指導員控室		20㎡以上
設備スペース	機械室	・採用した設備計画に応じて、設備機械室(給排水衛生、給湯設備、浄化設備、消火設備等)、屋外機器置場等を計画する。	約200㎡
	電気室・空調機械室	・採用した設備計画に応じて、「機械室」又は「設備スペース」を屋内又は屋外に計画する。	適宜
・便所、従業員等の出入口、倉庫(備品庫等を含む)及びゴミ置場については、適切に計画する。 ・その他必要と思われる室、什器等は、適宜計画する。			

### 3. その他の施設等

- 「屋上リラクゼーションスペース」は、施設利用者がトレーニング等のエクササイズ後のクールダウン及びストレッチ等に利用する。また、2階又は3階レベルに計画し、植栽、屋外ファニチャーを含むまとまったスペースで100㎡以上(上部に屋根又は、上階がある部分は算入しない。)を確保する。
- 「中庭」は、エントランスホールに隣接して計画し、樹木(枝張4m、高さ8m)を植栽する。
- 敷地内の駐車場は、地上に平面駐車とし、車椅子使用者用として1台分、サービス用として2台分(計3台分)のスペースを設ける。なお、利用者・職員等の駐車場は、近隣の駐車場を利用するものとし考慮しなくてもよい。
- 敷地内の駐輪場は、利用者用として20台分を設ける。
- (1)～(4)の「その他の施設等」は、床面積に算入しないものとする。



## II. 要求図書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

### 1. 要求図面(答案用紙Ⅰに記入)

下表より、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい。)、必要な事項を記入する。なお、各図面には、建築計画、構造計画及び設備計画において留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 1階平面図・配置図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の主要寸法(スパン割り及び床面積の計算に必要な程度) ロ. 室名等 ハ. 要求室の床面積 ニ. 設備シャフト〔パイプシャフト(PS)、ダクトスペース(DS)、電気シャフト(EPS)〕、煙突の位置 ホ. 設備計画に応じた設備スペース ヘ. 外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置(破線で図示する) ト. 断面図の切断位置 チ. 屋上リラクゼーションスペースの面積、植栽、テーブル及びいす リ. 中庭の面積、樹木 ス. 要求室の特記事項に記載されている室、スペース、什器等
(2) 2階平面図 1/200	② 1階平面図兼配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の出入口(公園からの出入口を含む) ロ. 駐車場及び駐輪場(台数及び出入口を明示する。) ハ. 通路、植栽等
(3) 3階平面図 1/200	③ 2階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から2つの直通階段に至る歩行経路、それらの距離及び重複区間の距離 ロ. 1階の屋根、ひさし等となる部分 ④ 3階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から2つの直通階段に至る歩行経路、それらの距離及び重複区間の距離 ロ. 2階の屋根、ひさし等となる部分
(4) 断面図 1/200	① 切断位置は、プール室を含み、建築物の全体の立体構成がわかる断面とする。なお、水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 ② 屋上に設備スペースを設けた場合は図示する。 ③ 塔屋を除く建築物の高さ、階高、天井高並びに1階床高及び主要な室名を記入する。 ④ 基礎、壁、梁及びスラブの断面を図示する。

### 2. 面積表(答案用紙Ⅰに記入)

- 建築面積を記入し、その算定式も記入する。
- 地上1～3階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。

### 3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

- 建築計画について、次の①～④の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない部分についても記述する。
  - 建築物のアプローチの計画について、その位置とした理由及び動線計画において考慮したこと
  - レストランの計画において、その位置とした理由及び動線計画において考慮したこと
  - 健康増進部門の各室について、その位置とした理由及び動線計画において考慮したこと
  - エントランスホール及び中庭の計画において考慮したこと
- 構造計画について、次の①～③の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない部分についても記述する。
  - 建築物全体の「構造種別・架構形式」、「スパン割り」及び「主要な部材の断面寸法」について特に考慮したこと
  - 「良好な地盤条件」及び「経済性」を踏まえて、採用した基礎構造の形式(べた基礎、布基礎、独立基礎)について考慮したこと
  - プール室を無柱空間とする構造計画について、考慮したこと
- 設備計画について、次の①及び②の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない部分についても記述する。
  - プール室、アスレチックジム及びレストランに採用した空調方式と採用した理由
  - 「受変電設備」について、設置場所とその設置場所とした理由及び設置について特に配慮したこと